

南アルプスグレードアップ 地域ならではの観光商品開発業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「甲」という。）が発注する南アルプスグレードアップ地域ならではの観光商品開発業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

南アルプスグレードアップ 地域ならではの観光商品開発業務

2 業務期間

契約締結日から令和4年3月15日（火）まで

3 業務の概要

南アルプスの観光グレードアップと地域活性化を推進するため、南アルプス地域（北杜市、韮崎市、南アルプス市、早川町、身延町、富士川町）に精通した人材による組織を立ち上げ、地域の優れた素材を活用した南アルプスならではの観光商品（特産品等）を開発する。

この業務は組織（以下、「MAGUCL」という。）を立ち上げ、アドバイザーを活用して観光商品を開発・公表し、当該商品の製造・販売ルートの確立及びMAGUCLの次年度以降の運営体制を構築するものである。

※MAGUCL (Minami Alps Grade Up Creative Locals)

本業務は、以下の7項目とする。

- (1) MAGUCL の立ち上げ及び運営
- (2) アドバイザーを活用した観光商品開発に係る支援
- (3) 商品開発段階における企業等との連携
- (4) 開発商品発表の PR イベントの開催及び運営
- (5) 開発商品の周知活動
- (6) 商品化段階における連携企業及び製造・販売ルートの確立
- (7) MAGUCL の運営体制の構築
- (8) その他事業を遂行するために必要な業務

4 業務内容

(1) 組織の立ち上げ及び運営

南アルプス地域に精通した人材により構成された MAGUCL を立ち上げ、商品開発等に知見を有するアドバイザーを活用して定期的にワークショップを開催し、南アルプス地域ならではの観光商品を開発する。

- ・南アルプスに精通した MAGUCL 構成員（以下、「委員」という。）は県が市町村の推薦等により 1 2 名程度選定する。
- ・アドバイザーは乙からの提案をもとに甲、乙が協議のうえ選定する。
- ・ワークショップは最低 1 回/月 程度開催し、開催に要する全ての経費（人件費、会場費、アドバイザー及び委員の報酬、旅費、商品開発に要する材料費、雑費等）は委託料に含めるものとする。
- ・乙はワークショップの開催にあたり、委員の招集、アドバイザー等の招聘、日程調整、会場の選定、当日の準備・運営、議事録の作成及び終了後の片付けまで行う。

（２）アドバイザーを活用した観光商品開発に係る支援

乙はアドバイザーを活用したワークショップを通じて、委員の提案をもとに最低 2 つ以上の商品の開発過程及び商品化の支援を行う。

（３）商品開発段階における企業等との連携

乙は商品を開発するにあたり、試作品の製作等で企業等を活用する必要がある場合は、企業等と連絡調整を行い、試作品を製作する。

製作した試作品は試供品としてモニターなど第 3 者に配布し、アンケート調査等により客観的な評価を得て、商品化までの間に品質の向上を図る。

（４）開発商品発表の PR イベントの開催及び運営

乙は令和 3 年 1 2 月を目途に開発した商品の PR イベントを開催・運営し、試供品として開発商品の配布等を行い、県民及び観光客等へ広く周知する。

PR イベントを開催する際、集客を増やすため、効果的な媒体を通じて情報発信を行う。また、PR イベントでは開発商品に対する評価を得るため、アンケート調査を行い、商品化に向けた最終調整を行う。

（５）開発商品の周知活動

乙は観光客等へ開発商品を広く周知するための広報資材（チラシ、動画等）を作成し、HP、SNS や動画共有サイトに掲載するなど積極的かつ効果的なプロモーション活動を行う。

また、開発した商品が商標登録を行うことが望ましい場合、委託料の中で商標登録の申請を行う。

（６）商品化段階における連携企業等及び製造・販売ルートの確立

開発商品を市場で販売する段階において、企業の製造工程を活用する等、外

部との中長期的な連携が必要な場合は、連携可能な企業及び製造・販売ルート
を確立する。

(7) MAGUCL 運営体制の構築

次年度以降、MAGUCL が商品の開発活動等を行えるよう、4 (6) で選定
する連携企業等から収入を得られる仕組みを構築する。

(8) その他事業を遂行するために必要な業務

5 納品先

山梨県甲府市丸の内 1 - 6 - 1

山梨県観光文化部観光資源課 (山梨県庁別館 2 階)

※ 版下データ (再編集可能なもの) 及び PDF データを CD に納めて併せて納
品すること。

6 著作権等

今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利
は甲に帰属する。

7 その他

(1) 乙は、甲と十分に協議を行いながら全体の業務を進めることとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双
方協議の上、決定する。

(3) 本仕様内容の遂行に必要な機材、人員については、乙が手配する。